

1. 調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除額の差による負担増を調整するため、次の算式により求めた金額が税額から差し引かれます。

課税所得金額別の調整控除額	
課税所得金額	調整控除額
200万円以下の場合	次のいずれか小さい方の額の5%（町民税3%、県民税2%） ・ 人的控除額の差の合計額 ・ 課税所得金額
200万円を超える場合	{人的控除額の差の合計額－（課税所得金額－200万円）} × 5% （町民税3%、県民税2%） ※この額が2,500円未満の場合は2,500円とします。
所得税と個人住民税の人的控除額の差	
控除の種類	人的控除額の差
障害者控除（普通）	1万円
障害者控除（特別）	10万円
障害者控除（同居特別）	22万円
寡婦控除（一般）	1万円
寡婦控除（特別）	5万円
寡夫控除	1万円
勤労学生控除	1万円
配偶者控除（一般）	5万円
配偶者控除（老人）	10万円
配偶者特別控除（38万円超40万円未満）	5万円
配偶者特別控除（40万円超45万円未満）	3万円
扶養控除（一般）	5万円
扶養控除（特定）	18万円
扶養控除（老人）	10万円
扶養控除（同居老親等）	13万円
基礎控除	5万円

2. 外国税額控除

外国で得た所得について、その国の所得税などを納めているときは、一定の方法により、その外国税額が税額から差し引かれます。

3. 配当控除

株式の配当などの配当所得があるときは、その金額に下記の率を乗じた金額が税額から差し引かれます。

課税総所得金額等が 1,000 万円以下の場合				
	町民税		県民税	
配当所得額（下記を除く）	1.6%		1.2%	
私募証券投資信託の収益の分割 （一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く）	0.8%		0.6%	
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%		0.3%	
課税総所得金額等が 1,000 万円を超える場合				
	1,000 万円以下 の部分 町民税	1,000 万円以下 の部分 県民税	1,000 万円超 の部分 町民税	1,000 万円超 の部分 県民税
配当所得額（下記を除く）	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私募証券投資信託の収益の分割 （一般外貨建等証券投資信託の収益の分配を除く）	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

4. 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

平成 11 年から平成 18 年末までに入居された人および平成 21 年から平成 31 年までに入居された人を対象に、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は町県民税から控除できます。

5. 寄附金税額控除

前年中に都道府県、市区町村、住所地の都道府県共同募金会、住所地の日本赤十字社の支部、兵庫県または多可町の条例で指定した法人・団体に寄附した場合、一定の方法により求めた金額が町県民税から控除できます。

6. 配当割額控除額

上場株式等の配当については、支払われる時に町県民税配当割（5%）が特別徴収され、申告不要となりますが、申告した場合は、特別徴収された配当割額が税額から差し引かれます。

7. 株式等譲渡所得割額控除額

特定口座における上場株式等の譲渡所得については、証券会社により町県民税株式譲渡所得割（5%）が特別徴収され、申告不要となりますが、申告した場合は、特別徴収された株式等譲渡所得割額が税額から差し引かれます。